



県 章

# 山形県公報

令和7年12月2日(火)

第661号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○山形県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則……………(高等教育政策・学事文書課) …1151

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(村山総合支庁地域健康福祉課) …1152
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) … 同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………( 同 ) …1153
- 農地を利用する権利の設定の裁定……………(農業経営・所得向上推進課) … 同
- 同……………( 同 ) …1154
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米戦略推進課) … 同
- 公共測量の終了の通知……………(農村計画課) …1155
- 県営土地改良事業に係る換地処分……………(庄内総合支庁農村整備課) … 同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁西村山建設総務課) … 同
- 県道の供用の開始……………( 同 ) … 同
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) …1156
- 同……………( 同 ) … 同
- 開発行為に関する工事の完了……………(最上総合支庁建築課) … 同

### 議 会 関 係

#### 告 示

○山形県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する規程…………… 同

#### 公 告

○特定調達契約に係る落札者の公告……………(村山総合支庁建設総務課) …1157

### 規 則

山形県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第61号

#### 山形県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

山形県情報公開条例施行規則(平成10年3月県規則第14号)の一部を次のように改正する。

別記様式第4号中

開示をしない部分	開示をしない理由（条例第6条第1項各号又は同条第2項の該当条項）

を

開示をしない理由
に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

**山形県告示第827号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和7年12月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
ユニオンソーシャルシステム株式会社 新庄市五日町字清水川1303番地の3 ユニオン五日町ビル3F	ピースまいづる 天童市糖塚一丁目1番7号 まいづる福祉プラザ	就労選択支援	令和7.12.1
ユニオンソーシャルシステム株式会社 新庄市五日町字清水川1303番地の3 ユニオン五日町ビル3F	ピース大林 東根市大林二丁目4番40号 大林福祉プラザ	就労選択支援	同
ユニオンソーシャルシステム株式会社 新庄市五日町字清水川1303番地の3 ユニオン五日町ビル3F	ピース河北 西村山郡河北町谷地甲225 河北福祉プラザ	就労選択支援	同

**山形県告示第828号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和7年12月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人丸岡医院	福祉用品ケア・Maru 酒田市亀ヶ崎六丁目9番15号	福祉用具貸与	令和7.11.18
医療法人丸岡医院	福祉用品ケア・Maru 酒田市亀ヶ崎六丁目9番15号	特定福祉用具販売	同

**山形県告示第829号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和7年12月2日

山形県知事 吉村美栄子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人丸岡医院	福祉用品ケア・Maru 酒田市亀ヶ崎六丁目9番15号	介護予防福祉用具貸与	令和7.11.18
医療法人丸岡医院	福祉用品ケア・Maru 酒田市亀ヶ崎六丁目9番15号	特定介護予防福祉用具販売	同

**山形県告示第830号**

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和7年12月2日

山形県知事 吉村美栄子

## 1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
鶴岡市白山字新田13番	田	1,923
鶴岡市白山字新田72番1	田	5,342
鶴岡市白山字新田73番3	田	451

## 2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
耕作すること	令和8年3月	5年	385,800円

## 3 補償金の支払の方法

利用権の始期までに山形地方法務局鶴岡支局に補償金を供託する。

## 4 農地の所有者等の情報

なし

**山形県告示第831号**

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和7年12月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積**

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
東田川郡庄内町楨島字五里塚144番	田	2,857
東田川郡庄内町千河原字引楯266番	田	2,978
東田川郡庄内町千河原字引楯267番	田	3,273
東田川郡庄内町千河原字引楯317番5	田	400
東田川郡庄内町千河原字中割561番	田	3,281
東田川郡庄内町千河原字野中364番	田	3,414
東田川郡庄内町千河原字野中365番	田	3,633

**2 利用権の内容等**

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
耕作すること	令和8年2月	5年	985,800円

**3 補償金の支払の方法**

利用権の始期までに山形地方法務局酒田支局に補償金を供託する。

**4 農地の所有者等の情報**

なし

**山形県告示第832号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年12月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**1 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地**

庄内米穀商業協同組合

代表理事 榎本 悟

酒田市大宮町二丁目6番地の1

## 2 届出の内容

登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
荘内米穀商業協同組合 代表理事 石畠 茂 酒田市大宮町二丁目6番地の1	荘内米穀商業協同組合 代表理事 榎本 悟 酒田市大宮町二丁目6番地の1	令和7年10月24日

## 山形県告示第833号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和7年12月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域

新庄市大字鳥越地内

- 2 公共測量を実施した期間

令和7年7月14日から同年9月30日まで

- 3 作業の種類

公共測量（基準点測量）

## 山形県告示第834号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営大楯地区土地改良事業に係る換地処分をした。

令和7年12月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 山形県告示第835号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和7年12月2日から同月16日まで縦覧に供する。

令和7年12月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道

- 2 路線名 天童大江線

- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
寒河江市本町三丁目307番8から 同 317番2まで		旧	27.2 メートル 20.0	メートル 14
同	上	新	34.2 メートル 20.0	同 上

## 山形県告示第836号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和7年12月2日から同月16日まで縦覧に供する。

令和7年12月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 天童大江線

- 2 供用開始の区間 寒河江市本町三丁目307番8から  
同 317番2まで
- 3 供用開始の期日 令和7年12月2日

**山形県告示第837号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大石田町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和7年12月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
北村山郡大石田町大字大石田、大字横山、大字田沢、大字海谷、大字川前、緑町及び桂木町の一部
- 2 公共測量を実施する期間  
令和7年10月29日から令和8年2月27日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（車載写真レーザ測量）

**山形県告示第838号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大石田町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和7年12月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
北村山郡大石田町大字大石田、大字今宿、大字横山、大字田沢、大字海谷、大字岩ヶ袋、大字豊田、大字駒籠、大字大浦、大字白鷺、大字次年子、緑町、桂木町及び駅前通りの一部
- 2 公共測量を実施する期間  
令和7年10月31日から令和8年3月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（車載写真レーザ測量）

**山形県告示第839号**

次の開発行為は、完了した。

令和7年12月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
令和7年6月6日 指令最総建第5号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
新庄市金沢字下モ田2337-1、2337-2の一部、2341-3、大字仁間字金沢堺187-1の一部、187-1の先
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
新庄市新町2番15号 株式会社新庄開発センター 代表取締役 中村 忍

## 議会関係

### 告 示

**山形県議会告示第4号**

山形県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年12月2日

山形県議会議長 田 泽 伸 一

#### **山形県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する規程**

山形県議会情報公開条例施行規程（平成12年9月県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式第4号中

開示をしない部分	開示をしない理由（条例第6条第1項各号又は同条第2項の該当条項）
	を

開示をしない理由
に改める。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

**公 告**

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和7年12月2日

山形県村山総合支庁長 岡 崎 正 彦

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム） 1,400,000キログラム
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係 山形市鉄砲町二丁目19番68号  
電話番号023(621)8186
- 3 落札者を決定した日 令和7年10月27日
- 4 落札者の名称及び所在地  
山形ソルト商事株式会社 山形市流通センター一丁目10の1
- 5 落札金額 1キログラム当たり 41.14円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和7年9月16日

令和7年12月2日印刷  
令和7年12月2日発行

発行所 山形県  
発行人 山形県